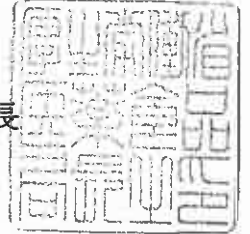


薬食発 0714 第 4 号
平成 23 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 202 号。以下「告示」という。）が告示され、平成 24 年 6 月 1 日から適用されることになったので、下記の事項を御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底をお願いします。

記

1. 告示の趣旨及び概要

都道府県知事の承認に係る医薬部外品について、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤が新たに指定されるとともに、有効成分の種類等が定められたこと。

2. 委任品目の審査の基本的な考え方

今回の改正により、新たに都道府県知事に権限が委任された、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認、製造販売の承認事項に係る一部変更承認に関する審査は、告示及び次によるほか、別途発出される審査管理課長通知に定めるところにより行うこと。

(1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤について



平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 283 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について」の別添「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準」（以下「新指定医薬部外品基準」という。）のうち、「あせも・ただれ用剤製造（輸入）承認基準」、「うおのめ・たこ用剤製造（輸入）承認基準」、「かさつき・あれ用剤製造（輸入）承認基準」、「カルシウム剤製造（輸入）承認基準」、「のど清涼剤製造（輸入）承認基準」、「ビタミン含有保健剤製造（輸入）承認基準」及び「ひび・あかぎれ用剤製造（輸入）承認基準」によること。

なお、新指定医薬部外品基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

（2）浴用剤について

平成 10 年 3 月 24 日付け医薬発第 293 号厚生省医薬安全局長通知「浴用剤製造（輸入）承認基準等について」の別紙「浴用剤製造（輸入）承認基準」（以下「浴用剤基準」という。）によること。

なお、浴用剤基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

3. 留意事項

（1）あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤であっても、それぞれ告示で定める事項に適合しない医薬部外品に該当するものの製造販売承認は、従来どおり厚生労働大臣により行われるものであること。

（2）あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤の承認申請書の添付資料については、平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 286 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」によること。

（3）浴用剤の承認申請書の添付資料については、昭和 55 年 5 月 30 日付け薬発第 700 号厚生省薬務局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」及び平成 11 年 7 月 26 日付け医薬発第 893 号厚生省医薬安全局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際して添付すべき資料について」によること。

（4）上記（2）及び（3）に掲げる通知において「製造又は輸入の承認」は、「製造販売承認」と読み替えること。

4. その他

平成 24 年 5 月 31 日までに申請のあった、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売承認については、なお従前の例による。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕
○雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)

〔告 示〕

- 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件
(文部科学九八、九九)
- 有形文化財を重要有形文化財に指定する件(同100、106)
- 重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件
(同107、110)
- 重要文化財の員数を改める件
(同111、113)
- 有形文化財を登録有形文化財に登録する件(同114、115)
- 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件
(文化庁四一)
- 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働二〇一)

○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件(同二〇二)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十二年第四・四半期予算使用の状況(内閣)

平成二十二年第四・四半期国庫の状況(同)

〔公 告〕

諸事項

官庁
外国監査法人等関係

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等

弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証、企業年金基金解散・清算人就任関係

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第七十五号
雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十五条に基づき、雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年六月二十七日
厚生労働大臣 細川 律夫

雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令
(雇用対策法施行規則の一部改正)

第一条 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則第七条の次に次の一条を加える。
(雇用促進計画を活用した雇用に関する援助)

第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画(以下この条において「雇用促進計画」という。)を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

2 職業安定機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行う場合には、次に掲げる事項を考慮して、これを行わなければならない。
一 雇用促進計画の始期における個人又は法人に雇用されている労働者の数
二 雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標
三 雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数
四 雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間における個人又は法人の都合による労働者の解雇(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能になつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行つたものを除く。)の有無

五 前各号に掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項
3 職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、第一項の雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言その他の措置を行わなければならない。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類その他雇入れの促進に資する書類を交付することができる。

4 雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。
(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第二条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年労働省令第一号)の一部を次のように改正する。
別表(第一条関係)第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)に係る申請等 附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み
附則

この省令は、公布の日から施行する。

20082	メタケウルル酸=1-エチルシクロペンタン-1-イル・メタケウルル酸=6-メチル-5-オキシ-4-オキソトリスチロ [4.2.1.0 ^{1,2} .1 ^{3,4}] ノナン-2-イル・メタケウルル酸=2-(6-シクロ-2-オキソ-4-オキソトリスチロ [4.2.1.0 ^{1,2} .1 ^{3,4}] ノナン-5-イル) オキシ-2-オキソエチル・メタケウルル酸=3-ヒドロキシトリスチロ [3.3.1.1 ^{1,2} .1 ^{3,4}] チカン-1-イル・メタケウルル酸=1-メチル-1-(トリスチロ [3.3.1.1 ^{1,2} .1 ^{3,4}] チカン-1-イル) エチル共重合物	9-1-2558
20083	メタケウルル酸シクロペンキシル・(メタケウルル酸=2-ヒドロキシエチル・ペンチル-6-ラクトン付加物)・2-(メタケウルル酸付加物) エチル (トリスチロ) フンペンタム=クロロ) 下共重合物	9-1-2559
20084	メタケウルル酸=チトヒドロクワン-2-イル	8-14-1818
20085	メタケウルル酸・メタケウルル酸=(3-エチルオキセタン-3-イル) メチル・メタケウルル酸=トリスチロクワン-2-イル・メタケウルル酸=2-ヒドロキシエチル共重合物	9-1-2560
20086	メタケウルル酸・メタケウルル酸=2-エチルペンキシル・メタケウルル酸=トリスチロ共重合物のメタケウルル酸=2, 3-エホキシチロ付加物	9-1-2561
20087	メタケウルル酸・メタケウルル酸シクロペンキシル・メタケウルル酸=トリスチロ [5.2.1.0 ^{1,2} .1 ^{3,4}] チカン-8-イル共重合物のメタケウルル酸=2, 3-エホキシチロ付加物	8-1-2562
20088	メタケウルル酸・メタケウルル酸=2-ブエノキシエチル・メタケウルル酸=メチル共重合物のメタケウルル酸=2, 3-エホキシチロ付加物	9-1-2563
20089	メタケウルル酸=2-ヒドロキシエチル	2-6-1877
20090	メタケウルル酸= (3R) -3-メトキシシロ	2-6-1878
20091	(3S) -3-メチルアセチル-1, 2-シカルボン酸=1-ペンチル=2-tert-ブチル	8-1-3638
20092	2-(2-メチルチンチカン-1-イル) チミン] 安息香酸メチル	4-7-2356
20093	4-メチル-2-(トリスチロ [3.3.1.1 ^{1,2} .1 ^{3,4}] チカン-1-イル) フェニル	7-2-274
20094	trans-4-(4-メチルフェニル)-trans-4-(ペンタ-3-エニル)-1-イル) 1, 1'-ビシクロペンキサン	7-3-863
20095	trans-4-メチル-trans-4-(ペンタ-3-エニル)-1-イル) 1, 1'-ビシクロペンキサン	7-3-864
20096	6-メチル-2-(4-メチルシクロペンキサン-3-エニル)-1-イル) ベンタ-5-エニル-2-イル) の水素添加反応生成物	3-4-690
20097	4-メチル-2-メトキシチロ (オキシ [3-(2-アミノエチル) フェニル] シラジール) オキシ (メトキシ) (チロ付加物)	10-2673
20098	1-[1-(3-メトキシ-4-ニトロフェニル) ベンジジン-4-イル] 4-メチルピペジン	8-2-2342
20099	2-[2-(2-メトキシピペジン-2-イル) (メトキシ) 4-メチル-6-(トリスチロ [3.3.1.1 ^{1,2} .1 ^{3,4}] チカン-1-イル) フェニル]	7-2-275
20100	4-メトキシ-4-ニトロピペジン	7-3-865
20101	4-メトキシ-4-(ペンチルピペジン)	7-3-866
20102	4-ヨロアニリン	4-12-879
20103	N-(4-ヨロフェニル) ビニルジメチル-2-アミン	8-2-2343
20104	リチウム=ビス (ツルオロスルホニル) アミド	1-3-386
20105	[画素中にイオン交換樹脂を有する (2, 2'-オキシジエタノール) ビシクロ [2.2.1.1 ^{1,2} .0 ^{1,2} .1 ^{3,4}] ヘキサ-2, 5-ジエン-2-イル) シラジールの付加物]	10-2674
20106	リン酸タンゲステン酸ジルコニウム	1-3-387

厚生労働省告示第百三十三号
薬事法施行令 (昭和三十六年政令第十一号) 第八十条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品 (平成六年厚生省告示第百九十四号) の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあったあせも・ただれ用剤、うおのめ・たご用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかされ用剤及び浴用剤の製造販売の承認については、なお従前の例による。
平成二十三年六月二十七日
厚生労働大臣 細川 律夫

第七号の次に次の八号を加える。
八 あせも・ただれ用剤 (あせも・ただれの改善を目的として製造された外用剤であつて、外用液剤又は軟膏剤の剤型のもの)
イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第九の有効成分名の欄に掲げるものとする。
ロ 有効成分の配合割合
(1) 別表第九のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
(2) 別表第九のII又はIIIに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。
(3) 別表第九のIVのA項からD項までに掲げる有効成分の配合は、各項目ごとにそれぞれ一種とする。
(4) 別表第九のVのB項に掲げるグリチルリチン酸二カリウム及びグリチルリチン酸は、同時に配合してはならない。
ハ 有効成分の分量
(1) 各有効成分の最大濃度は、別表第九の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。
(2) 別表第九のIに掲げる有効成分を二種配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する濃度をそれぞれの最大濃度で除して得た数値の和が1を超えてはならない。
(3) 別表第九のIに掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の五分の一の濃度とする。
(4) 別表第九のIIからVまでに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。
ニ 効能及び効果
効能及び効果の範囲は、あせも・ただれの緩和・防止とする。
九 うおのめ・たご用剤 (うおのめ・たごの改善を目的として製造された絆創膏の剤型のもの)
イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、サリチル酸とする。
ロ 有効成分の分量
有効成分の分量は、サリチル酸として一〇パーセント以上五〇パーセント以下の範囲とする。
ハ 効能及び効果
効能及び効果の範囲は、うおのめ・たごとする。
十 かさつき・あれ用剤 (手足のかさつき又はあれの改善を目的として製造された外用剤であつて、軟膏剤の剤型のもの)
イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第十の有効成分名の欄に掲げるものとする。
ロ 有効成分の配合割合
別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

ハ 有効成分の分量

- (1) 別表第十のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十のIに掲げる有効成分の濃度は、一〇パーセントとする。
- (3) 別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の最大濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。
- (4) 別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

- 十一 カルシウム剤（妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、一種以上のカルシウムを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十一のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十一のIVのB項に掲げる有効成分の配合は一種とし、同表のIVのE項に掲げる有効成分の配合は二種までとする。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十一のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合又は同表のIVのE項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、妊娠授乳期、発育期又は中高年期のカルシウムの補給とする。

- 十二 喉清涼剤（喉の不快感の改善を目的として製造された内用剤であつて、トローチ剤又はドロップ剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ五種までとする。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十二のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。
- (3) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の十分の一の量とする。ただし、たんを効能及び効果とするためには、同表のIに掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の二分の一以上が含有されなければならない。
- (4) 別表第十二のIIIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の二分の一の量とする。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、たん及び喉の炎症による声がれ、喉のあれ、喉の不快感、喉の痛み、喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいずれか一種が配合されていない場合には、たんを効能及び効果としない。

- 十三 ビタミン含有保健剤（滋養強壯、虚弱体質等の改善及び肉体的疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十三のI、II又はIIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十三のIからIVまで、IXのB項又はXのC項若しくはJ項に掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項目ごとにそれぞれ一種とする。
- (3) 別表第十三のIVに掲げる有効成分の配合は、二種までとする。
- (4) 別表第十三のXのK項のグリチルリチン酸又はグリチルリチン酸ナトリウムを配合するものには、同表のXIのカンゾウと配合してはならず、また、同表のXIの加工ダイサン（オキソアミジン）は、同区分のニンニクと配合してはならない。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十三のI若しくはII又はIIIに掲げる有効成分を同一区分内若しくは同一項目内で二種以上配合する場合は、当該有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれ一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、滋養強壯、虚弱体質、肉体的疲労、病中病後の体力低下、食欲不振又は胃腸障害、栄養障害、発熱性消耗性疾患、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給とする。ただし、別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を効能及び効果としない。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十四のIに掲げる有効成分の配合は、一種とする。
- (2) 別表第十四のIIに掲げるd-カンフル及びdl-カンフル又はl-メントール及びdl-メントールをそれぞれ同時に配合してはならない。
- (3) 別表第十四のIIIのA項、B項及びD項に掲げる有効成分の配合は、各項目ごとにそれぞれ一種とする。
- (4) 別表第十四のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(II)(1)において「メントール・カンフル主剤製剤」という場合には、同表のIIIのA項に掲げる有効成分を配合してはならない。

区分	有効成分名	最大濃度
I	酸化亜鉛	五〇%
	カラミン	五〇%
II	イソプロピルメチルフェニールフェニール	〇・一%
	フェニール	二%
III	d-カンフル	一%
	d-カンフル	一%
IV	A項 ビタミンA油	二五〇〇国際単位パーグラム
	B項 酢酸トコフェロール トコフェロール	〇・五% 〇・五%

別表第九

別表第八の次に次の七表を加える。

- ハ 有効成分の分量
各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の配合量の範囲の欄に掲げる量とする。
- ニ 効能及び効果
効能及び効果の範囲は、あせも、荒れ性、打ち身、くじき、肩の凝り、神経痛、湿しん、しもやけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びびきびとする。
- 五 浴用剤（浴槽中に投入して用いられる外用剤）
含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- イ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ロ 有効成分の配合割合
(1) 別表第十五のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
(2) 別表第十五のIに掲げる有効成分は合計で七十一パーセント以上配合されなければならない。
(3) 別表第十五のIに掲げる有効成分のうち一種は、二十五パーセント以上配合されなければならない。

- エ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- オ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- カ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- キ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ク 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- コ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ケ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- コ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- セ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ソ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- タ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- チ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- リ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ニ 効能及び効果
(1) メントール・カンフル主剤製剤の効能及び効果は、ひび、しもやけ及びあかぎれとする。
(2) クロルヘキシジン主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び靴ずれとする。
(3) 別表第十四のⅢのA項及びB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（ビタミンA主剤製剤）の効能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和とする。
- 十五 浴用剤（浴槽中に投入して用いられる外用剤）
含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- イ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ロ 含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ハ 有効成分の分量
別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。
別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。
- ニ 効能及び効果
(5) 別表第十四のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（ニの(2)において「クロルヘキシジン主剤製剤」という）には、同表のIのB項、ⅢのA項、C項、D項若しくはE項、V又はVIに掲げる有効成分を配合してはならない。

区分	有効成分名	一日最大分量	一日最小分量
I	クエン酸カルシウム	六〇〇mg	三〇〇mg
	グルコン酸カルシウム	六〇〇mg	三〇〇mg
	炭酸カルシウム	六〇〇mg	三〇〇mg
	沈降炭酸カルシウム	六〇〇mg	三〇〇mg
	乳酸カルシウム	六〇〇mg	三〇〇mg
	無水リン酸水素カルシウム	六〇〇mg	三〇〇mg
	リン酸水素カルシウム	六〇〇mg	三〇〇mg
	ホレイ末	六〇〇mg	三〇〇mg
	石決明（アワビ殻）	六〇〇mg	三〇〇mg
	アミノエチルスルホン酸塩酸リジン	一〇〇mg	一〇mg
II	フマル酸第一鉄	三〇mg	三mg
	炭酸マグネシウム	一〇〇mg	一〇mg
III	銅クロロフィリンナトリウム	一〇mg	一mg

別表第十一

区分	有効成分名	最大濃度(%)
I	尿素	一〇
	d-カンフル	一
II	d-カンフル	一
	d-カンフル	一
III	酢酸トコフェロール	〇・五
	トコフェロール	〇・五
IV	グリチルリチン酸ニカリウム	〇・五
	グリチルリチン酸モノアンモニウム	〇・五
IV	グリチルレチン酸	〇・三

別表第十二

区分	有効成分名	最大濃度(%)
V	A項 クロクタミン	五%
	D項 パンテノール	一%
C項	エルゴカルシフェロール	一〇〇〇国際単位パーグラム
	B項 アラントイン イクタモール グリチルリチン酸ニカリウム グリチルレチン酸	二% 一・五% 〇・五% 〇・五%

(注) ビタミンA油の最大濃度は、ビタミンAに換算した量である。

別表第十二

II	I	区分
アセニャク ウイキョウ	オウヒ カンソウ キキョウ シャゼンシ シャゼンソウ セネガ	有効成分名 一日最大分量(g)
粉末の場合 二 エキスの場合 三	エキスの場合 三 エキスの場合 〇・五 粉末の場合 〇・二五 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 三 エキスの場合 五 エキスの場合 一 粉末の場合 〇・四	

(注) 1 クエン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、無水リン酸水素カルシウム、リン酸水素カルシウム、ボレイ末及び石決明(アワビ殻)の一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。
2 リン酸リポフラビンナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、リポフラビンに換算した量である。
3 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。
4 エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

V	IV
I項 ヨクイニン	A項 硝酸チアミン 二五〇(二〇略)
II項 ウルソチスオキシコール酸	B項 リポフラビン 一二〇略 リン酸リポフラビンナトリウム 一二〇略
III項 L-システイン	C項 塩酸ピリドキシン 一〇〇略
IV項 酢酸トコフェロール	D項 シアノコバラミン 六〇略
V項 コレカルシフェロール	E項 アスコルビン酸 五〇〇略 アスコルビン酸カルシウム 五〇〇略 アスコルビン酸ナトリウム 五〇〇略
VI項 酢酸トコフェロール	F項 一〇〇国際単位
VII項 L-システイン	G項 一〇〇略
VIII項 ウルソチスオキシコール酸	H項 一六〇略
IX項 ヨクイニン	I項 六〇略
粉末の場合 三g	エキスの場合 一〇g 粉末の場合 〇・三g

別表第十三

II	I	区分
酪酸リポフラビン	A項 塩酸チアミン 二五〇(二〇略) 硝酸チアミン 二五〇(二〇略) 硝酸ピスチアミン 二五〇(二〇略) チアミンジスルフィド 二五〇(二〇略) チアミンジセチル硫酸エステル塩 二五〇(二〇略)	有効成分名 一日最大分量 一日最小分量
リン酸リポフラビンナトリウム	B項 塩酸ジセチルチアミン 二五〇(二〇略) 塩酸フルスルチアミン 二五〇(二〇略) オクトチアミン 二五〇(二〇略) シコチアミン 二五〇(二〇略) ビスイブチアミン 二五〇(二〇略) ビスペンチアミン 二五〇(二〇略) フルスルチアミン 二五〇(二〇略) プロスルチアミン 二五〇(二〇略) ペンフォチアミン 二五〇(二〇略)	
チドナトリウム	二五〇(二〇略)	
フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウム	二五〇(二〇略)	
リポフラビン	二五〇(二〇略)	
二五〇(二〇略)		
二五〇(二〇略)		
二五〇(二〇略)		

(注) エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

III	
カーロニン ケイヒ シヨウキョウ	エキスの場合 二 エキスの場合 五 粉末の場合 一 エキスの場合 三 粉末の場合 一 エキスの場合 三 エキスの場合 二 エキスの場合 三 粉末の場合 一・五 エキスの場合 五 粉末の場合 三 エキスの場合 六 粉末の場合 三
ニンジン	粉末の場合 三
ソウハクヒ	エキスの場合 三
ソウオウ	エキスの場合 二
チクセツニンジン	エキスの場合 三
チンピ	粉末の場合 一・五
ニンジン	エキスの場合 五 粉末の場合 三 エキスの場合 六 粉末の場合 三
ハーメントール	〇・〇九
ハツカ油	〇・〇二
ユーカーリ油	〇・〇〇九

X	IX			VII	VI	V	IV		III					
	A 項	D 項	C 項				B 項	A 項						
アスパラギン酸	アスパラギン酸カリウム	アスパラギン酸ナトリウム	アスパラギン酸マグネシウム	アスコルビン酸	アスコルビン酸カリウム	アスコルビン酸ナトリウム	ニコチン酸アミド	パントトール	パントテン酸カリウム	パントテン酸ナトリウム	ピオチン	葉酸	塩酸ピリドキシン	リン酸ピリドキサル
二〇〇略	二〇〇略	二〇〇略	二〇〇略	五〇〇略	五〇〇略	五〇〇略	六〇〇略	三〇〇略	三〇〇略	三〇〇略	五〇〇略	二〇〇略	二〇〇略	二〇〇略
二〇〇略	二〇〇略	二〇〇略	二〇〇略	五〇〇略	五〇〇略	五〇〇略	二〇〇略	三〇〇略	五〇〇略	五〇〇略	二〇〇略	二〇〇略	二〇〇略	二〇〇略

H 項	G 項	F 項	E 項	D 項	C 項	B 項	A 項		
							一	二	
グルクロノラクトン	クエン酸第一鉄	クエン酸カルシウム	ガンマオリザノール	オロチン酸	Ｌ-塩酸システイン	ウルソテスオキシコール酸	重酒石酸コリン	グリセリン酸カリウム	アミノエチルスルホン酸
五〇〇略	一〇〇略	三〇〇略	一〇〇略	二〇〇略	一六〇略	六〇〇略	七五略	三〇〇略	一五〇〇略
二〇〇略	一略	三〇〇略	三〇〇略	一五〇略	一六〇略	二四〇略	八〇略	二〇〇略	二二〇略

I項	J項	K項	XI(生薬)	
			イ	ロ
ム コンドロイチン硫酸ナトリウム	九〇〇g	二二〇g	イ アセニヤク	ロ アセニヤク
カ カフエイン	五〇g	五g	イ ウイキョウ	ロ ウイキョウ
無 無水カフエイン	五〇g	五g	イ エソウコギ(エレウテロコックシゴカ)	ロ エソウコギ(エレウテロコックシゴカ)
イ イノシトール	四〇〇g	四〇g	イ オウセイ	ロ オウセイ
グ グリチルリチン酸	二〇g	二g	イ 加工ダイサン(オキソアミシ)	ロ 加工ダイサン(オキソアミシ)
グ グリチルリチン酸ナトリウム	五g	〇・五g	イ ガラナ	ロ ガラナ
グ グルコン酸ナトリウム	二二g	二・二g	イ カンソウ	ロ カンソウ
炭 炭酸マグネシウム	一一五g	一一・五g	イ クコシ	ロ クコシ
チ チオクト酸	五g	〇・五g	イ ケイヒ	ロ ケイヒ
チ チオクト酸アミド	一五g	一・五g	イ コウジン	ロ コウジン
デ デヒドロコール酸	二〇g	二g	イ サフテン	ロ サフテン
バ バンテチン	六〇g	六g	イ サンザシ	ロ サンザシ
ル ルチン	六〇g	六g	イ サンヤク	ロ サンヤク
	六〇g	六g	イ シヤクヤク	ロ シヤクヤク
	六〇g	六g	イ シユクシヤ	ロ シユクシヤ
	六〇g	六g	イ シヨウキヨウ	ロ シヨウキヨウ
	六〇g	六g	イ ジヨテイシ	ロ ジヨテイシ
	六〇g	六g	イ セイヨウサンザシ	ロ セイヨウサンザシ

タイソウ	エキスの場合 七五〇g	エキスの場合 七五g
チヨウジ	粉末の場合 五〇g	粉末の場合 五g
チンピ	エキスの場合 一〇〇g	エキスの場合 一〇g
トウキ	エキスの場合 六〇〇g	エキスの場合 六〇g
トシシ	エキスの場合 三〇〇g	エキスの場合 三〇g
トチュウ	粉末の場合 五〇g	粉末の場合 五g
トクジュヨウ	エキスの場合 五〇g	エキスの場合 五g
ニンジン	粉末の場合 五〇g	粉末の場合 五g
ニンニク	エキスの場合 三g	エキスの場合 〇・三g
ブクリヨウ	粉末の場合 一・五g	粉末の場合 〇・一五g
ムイラブアマ	エキスの場合 四〇〇g	エキスの場合 四〇g
モッコウ	エキスの場合 五五〇g	エキスの場合 五五g
ヤクチ	粉末の場合 三〇〇g	粉末の場合 三〇g
ヨクイニン	エキスの場合 一〇g	エキスの場合 一〇g
リュウガンニク	粉末の場合 三g	粉末の場合 〇・三g
ローヤルゼリー	エキスの場合 三〇〇g	エキスの場合 三〇g

- (注) 1 括弧内の量は、一回最大分量である。
 2 硝酸ピスタチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、チアミンジスルフィドに換算した量である。
 3 チアミンジセチル硫酸エステル塩の一日最大分量及び一日最小分量は、硝酸又は塩酸チアミンに換算した量である。
 4 塩酸ジセチアミン、ビスベンチアミン及びペンフォチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、塩酸チアミンに換算した量である。
 5 塩酸フルスルチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。
 6 フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、フラビンアデニンジヌクレオチドに換算した量である。
 7 リン酸リボフラビンナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。
 8 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール、ピタミンA油、肝油及び強肝油の一日最大分量及び一日最小分量は、ピタミンAに換算した量である。
 9 エルゴカルシフェロール及びコレカルシフェロールの一日最大分量及び一日最小分量は、ピタミンDに換算した量である。
 10 コハク酸dl-α-トコフェロールカルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、コハク酸dl-α-トコフェロールに換算した量である。

